



デジタル改革関連6法案 の本質は警察監視国家 への途をひらくデジタル監 視法案だ

海渡雄一

共謀罪対策弁護団 共同代表

秘密保護法対策弁護団 共同代表

プライバシー権は表現の自由と民主主義の基礎である

▶人は監視されていると感じると、自らの価値観に基づいて自律的に判断し、自由に情報を収集し、表現することが困難になる。プライバシー権は、表現の自由と民主主義の基礎となる極めて重要な人権である。

▶大量の情報が集積される現代にあっては、公権力により監視対象とされる個人の私的情報は必要最小限度のものに限定し、また、目的の異なるデータは統合して管理してはならない。

▶このような公権力の法的権限と手続を厳格に定め、これが守られていることを監視・監督するための法制度が必要である。

警察が全ての情報にアクセスし、即時に検索できる仕組みとまらないか

▶デジタル庁は内閣直属の組織とし、その長は内閣総理大臣とされ、デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置くことされている。

▶まず国の諸機関、地方自治体の情報システムの共通仕様が強力に図られる。そして、データ主体（＝本人）の同意を要せず、省庁間、国と自治体間の情報共有を容易化することが法の重要な目的とされている。とりわけ、危惧されるのは国と自治体の情報について警察がデジタル庁へアクセスすることによって自由に取り出せる仕組みができる可能性があることである。

データ共同利用権とは？

▶ とりわけ、危惧されるのは、政府文書において個人情報
の第三者提供について、「データ共同利用権」が提唱され
ていることである。

▶ 「データ共同利用権」については、デジタル庁に関する
検討文書において、「データ主体（本人）の同意やプラッ
トフォーム事業者や公的機関等のデータホルダーによる許
諾だけに基づくものではなく、データ取得方法、データの
管理主体、データの利用目的等に鑑みて相当な公益性があ
る場合に、データ利用を認めるものとする。」と示され
ている。

危惧される同意原則の骨抜き化

- ▶ GDPR(EUデータ保護規則)においても、個人の同意が個人情報保護原則の核とされている。
- ▶これが軟化される危険性があり、また、マイナンバーカードに、運転免許証と保険証をはじめとして多くのカード機能が付加され、またマイナンバーカードをスマホに搭載することも検討されている。
- ▶多くの情報が突合・検索されて、個人のプライバシーがデジタル庁からは自由に串刺しで検索できるシステムとなる可能性がある。

改正個人情報保護法

「第69条（利用及び提供の制限）」

行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。」

今も、警察は捜査照会で多くの情報を取得している。

▶ 検察庁が、約300の企業などのリストをつくり、捜査照会を利用し、個人情報取得していることが明らかになった。このリストには、航空、鉄道など交通関係の会社、コンビニ、スーパー、家電販売店、携帯電話会社などさまざまな企業名がのっていた。このリストは、警察の協力のもとにつくられたものであり、捜査機関全体が、捜査関係事項照会（以下「捜査照会」と略）を利用して、個人情報取得している。

▶ 刑事訴訟法は、捜査照会について、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を受けることができる」（197条2項）と規定している。これにより、捜査機関は裁判所による令状もなく、市民の個人情報をもつ会社、自治体、団体などから、対象者の情報をえることができる。この制度は任意処分であり、企業や自治体は、捜査機関の要請を断ることもできるはずであるが、捜査機関の強い圧力によって協力をせざるを得ない状況にある。

共通仕様化と情報の紐づけによって捜査機関と他の行政機関、地方自治体、銀行などの民間企業の即時情報共有が可能となる可能性がある。

▶この規定において例外を認めるケースが厳格に制限されるかどうかについて保証はない。

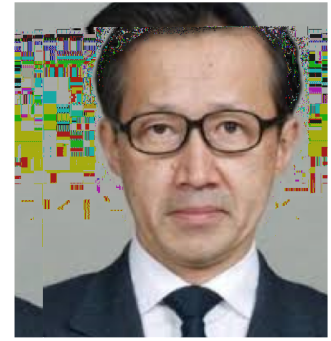
▶「所掌事務の遂行に必要」（69条2項2号）、「業務の遂行に必要」（同項3号）が、今後拡大解釈されることにより、個人の同意が必要との原則が骨抜きにされる恐れは否定できないのである。

▶これまで必要とされた捜査照会のひと手間すらも省略し、捜査官のコンピューターの操作だけで、集積された情報の中から必要な情報を取り出すことができるようになる可能性がある。

マイナンバーシステムの下に免許証も保険証も銀行口座も名寄せされる

- ▶警察は、運転免許システムという最大の個人情報システムを管理運用してきたが、厚労省が所管していた保険証システムとともに、マイナンバーシステムの下に統合化されようとしている。
- ▶また、公的給付のために銀行口座とマイナンバーを紐づけし、同意を条件にすと言いながら、国に届け出ることが半ば強制されようとしている。
- ▶デジタル庁は、内閣官房に置かれ警察の出先ともみなせる内閣情報調査室と緊密な関係を持つことが予想される。

秘密保護法と共謀罪の推進力



- ▶ 2003年政府は共謀罪法を国会に提案(必要性はないが、条約批准のためにとの説明)、この時点での法案の推進勢力は外務省と法務省であった。
- ▶ 2005/6年には国会審議が始まったが、日弁連の強い反対もあり、法案は廃案に。
- ▶ 民主党政権下では、共謀罪法なしに条約を批准する途も模索された。
- ▶ 安倍政権はまず秘密保護法を制定。これを進めたのは内閣情報官の北村滋氏。
- ▶ その後、共謀罪法の制定を目指してきた。その推進力は、やはり公安警察出身の官邸官僚である北村滋氏であった。

内閣情報官を長く務め、現在国家安全保障局長である北村滋氏の論文「内閣総理大臣と警察組織—警察制度改革の諸相」

(安藤忠夫、國松孝次、佐藤英彦編『警察の進路～21世紀の警察を考える～』所収 平成20年 東京法令出版)

▶この論文は、戦後の警察制度改革の歴史的な経過を跡付けたうえで、今後の警察の国家的な位置づけについて論じたものである。

▶「以上述べてきたとおり、内閣総理大臣の国の警察行政機関に対する関与の在り方は、両者の関係を規律する法律により区画であり、特に、緊急事態における警察行政機関に対する内閣総理大臣の直接的な統制等の有り様を見ると、従前の通説のように、両者の関係を表す「所轄」を「指揮命令権のない監督というべく、指揮監督よりは更に弱いつながりを示すものである。」と一概に断じ得るかについては、一考を要するのではないか。」

▶これは、緊急事態における内閣総理大臣を介して政府と警察組織の直接の指揮命令関係がありうるものと論じようとしているように見える。

▶さらに、同論文は次のようにまとめられている。

「戦後の新たな警察制度構築に向けた総司令部と内務省当局との間の交渉は、戦前・戦中と統治機構に君臨した内務省自体の解体と大日本帝国憲法下における国体護持の支柱と考えられた国家警察の徹底した分権化を目指す総司令部、そして、この内務省自体を換骨奪胎し、現行憲法に適合する形で存続させ、さらに、警察機構についても引き続きその影響下に置こうとする内務省当局との熾烈な折衝の過程ということができる。」

▶「マッカーサー書簡により裁定され、また、旧警察法により具現化された新たな警察の有り様は、当時の内務省警保局の予想をはるかに上回る徹底した分権化、民主化を図るものであった。しかしながら、現実を無視した理念先行の改革は、結局、我が国の風土、そして、治安の現場に根づくことはなかった。」

「現行警察法下における警察の中央機構に対する改革提言は、第一次臨調を最後として、地方行政をいわば切り口とし、内務省類似の組織として、国の警察組織と地方行政の管理部門とを統合するという考えはむしろ少数となり、その意味で、「内務省の復活」は、過去のものとなりつつあると言えるのではないか。

むしろ、近年においては、内閣の危機管理機能を強化するという観点から、警察、海上保安、麻薬取締り、そして入国管理といった治安保安機構を統合するという考え方が大きな趨勢であり、こうした傾向は、行政改革会議における議論においても明らかになっている。また、中央省庁等改革において、国家公安委員会が内閣府の外局として位置付けられることとなった経緯においても、その論拠として緊急事態における内閣総理大臣と国の警察組織との関係が挙げられたことにも注目すべきであろう。

一方、内閣の危機管理機能が強調されればされる程、また、行政改革会議の中間報告のように、仮に国家公安委員会の下に治安保安機構が統合されるような方向となれば、合議制である行政委員会一般に内在する問題としての国家公安委員会の意思決定における迅速性の限界や国家公安委員会と内閣の首長たる内閣総理大臣との意思疎通の在り方等が問題とされる局面も生じてこよう。」

「内閣情報調査室 新人採用案内2019」より 北村内閣情報官のあいさつ

「近年、我が国の安全保障体制の強化が進められており、インテリジェンス機能の強化はその中の極めて重要な柱となっている。

国家安全保障会議（NSC）が発足

安全保障上の重要機密情報を適正に管理するための「器」とも言える**特定秘密保護法**が施行されたことにより、インテリジェンス機関が国内外の機関との連携を深化させることが可能となった。

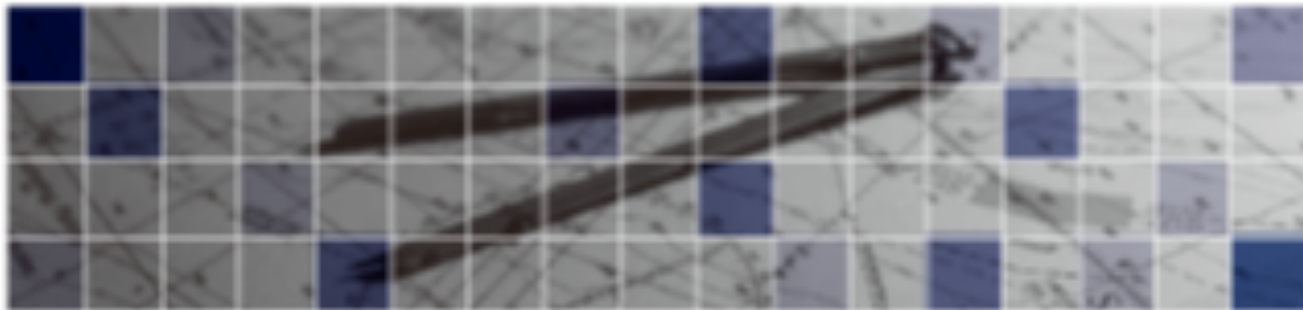
官邸直轄の情報収集部隊である**国際テロ情報収集ユニット**が発足/**国際テロ対策等情報共有センター**がスタートし、テロ容疑事案等に関する情報の迅速な共有、分析を進めている。

現在、内閣情報官として、多忙を極める総理日程の中、概ね週2回の定例報告の他、必要な場合には臨時の報告を行っている。**総理を直接支え、陰ながら我が国の安全の確保に貢献する誇りと使命感を得ることができる職務である。****新たな諸課題にチャレンジする進取の気概を持つ諸君が内閣情報調査室の一員に加わることを願ってやまない。」**

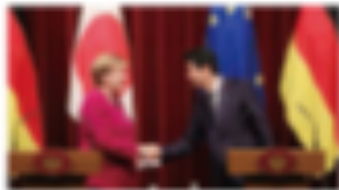
内閣情報調査室は「総理の目と耳としての役割を果たし、官邸の柔軟かつ機敏な政策決定を支援しています。」

Mission 03

総理の目と耳としての役割 ～政策決定プロセスの支援～



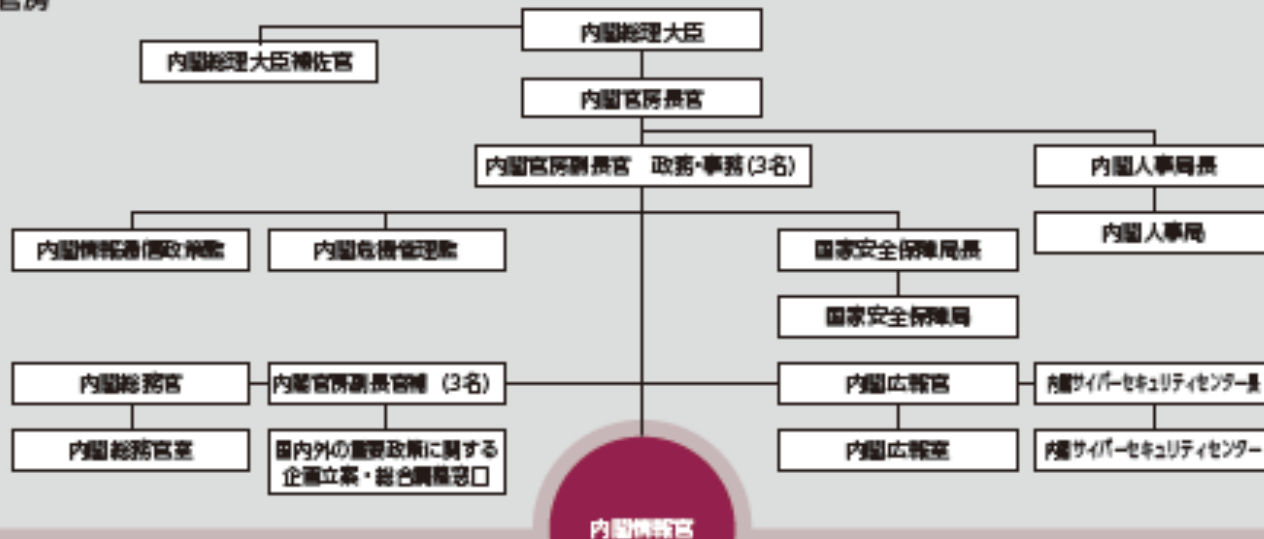
06



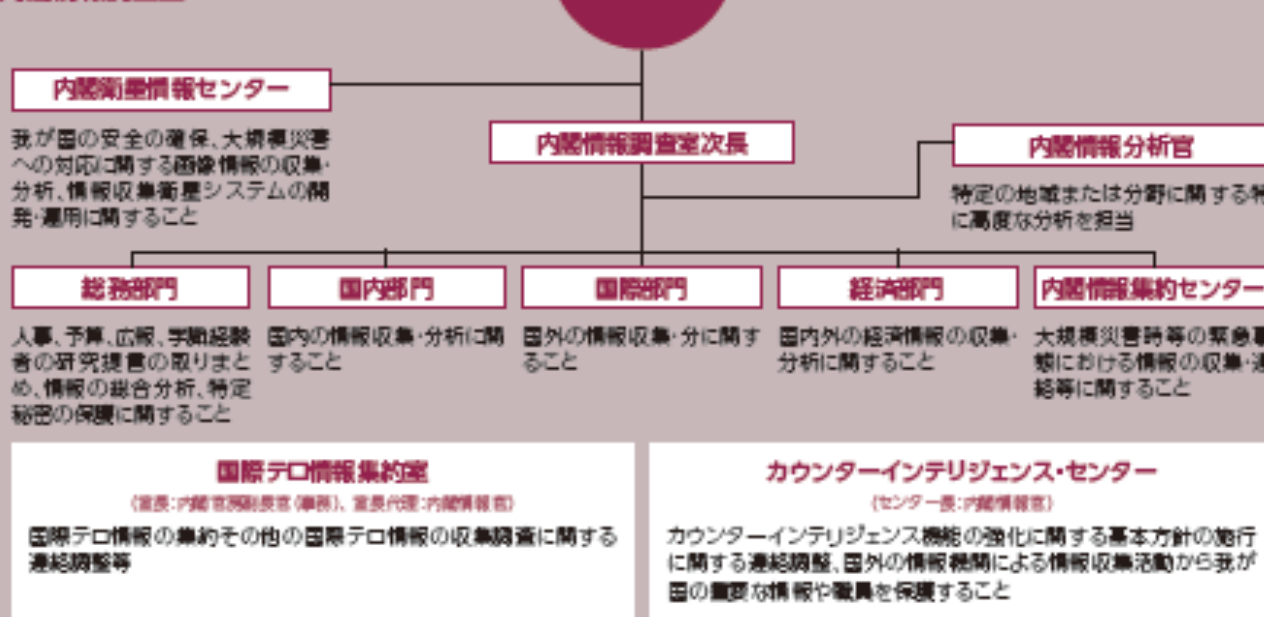
インテリジェンスは、政策決定者の意思決定や判断を支援するために提供されます。

政策決定者が国家の進むべき方向性を決定する際、情勢やリスク・利益といった物事の見通しがなければ、正しい判断を行えません。インテリジェンスとは、いわば国家という大きな船が航海する上での不可欠な海図と言えます。

内閣官房



内閣情報調査室



総理に対するヤジを 取り締まる警察



▶2019年7月15日、札幌で参院選の演説をしていた安倍首相にヤジを飛ばした市民が強制排除されるという事件が発生した。総理に不快な思いをさせないために、総理の演説に対するヤジは取り締まるように、全国指令が出ていたのであろう。

▶このような警察権限の行使は警察の政治的中立性を定めた警察法2条違反だ。しかし、総理の目となり、耳となって官邸を支える内閣情報調査室は、実質的には警察機構のトップに君臨しながら、警察法の軛を免れ、官邸の私兵（官邸ポリス）化してきた。

▶個人情報保護委員会だけで、このような権限の濫用を抑止することは困難だ。

官邸・デジタル庁・内調のトライアングルが「内務省」をもしのぐ怪物的な組織に生まれかわる恐れがある

▶ 総理の目となり、耳となって官邸を支える内閣情報調査室は、実質的には警察機構のトップに君臨しながら、警察組織ではないという理由で、警察法の軛を免れ、官邸の私兵（官邸ポリス）化してきた。

▶ そして、安倍政権で長く内閣情報官を務めてきた北村滋氏が、国家安全保障局長に就任した。初代の内閣情報官を務めた杉田和博氏が官房副長官として内政を、国家安全保障局長の北村氏が外政を担当することで、菅政権の下で両名とも留任している。

▶ 内閣の危機管理機能強化を唱え、官邸・内調と並んで内閣総理大臣を長とし、デジタル情報を集約するデジタル庁が内閣府を構成する官庁としてすべての省庁に君臨するような形になれば、官邸・デジタル庁・内調のトライアングルが「内務省」をもしのぐ怪物的な組織に生まれかわる恐れがある。

問題ある個所の削除と個人情報保護を強化する抜本的法案修正がない限り法案は廃案にするしかない

▶デジタル庁の創設と同時に、個人のプライバシーを保護するための基本的な制度として以下の仕組みが含まれた制度の整備が同時に行われる必要があること。

(1) 公権力が、自ら又は民間企業を利用して、あらゆる人々のインターネット上のデータを網羅的に収集・検索する情報監視を禁止する法制度。

(2) 監視カメラ映像やGPS位置情報などを取得し、それを捜査等に利用するに際して、これを適正化するための新たな法規制。

(3) 通信傍受の適正な実施についての独立した第三者機関による監督制度。

▶個人情報保護委員会の組織を拡大・強化し、その独立性を高めることによって、その監督権限を強め、体制を強化することが必要不可欠であること。

▶特定秘密の指定と情報機関の諸活動について、特別の監視機関が必要であること。

急ピッチで進む審議

- ▶ 9日本国会議質疑
- ▶ 12日内閣委員会審議
- ▶ 18日には参考人の質疑が予定されている。
- ▶ 三月中の成立がもくろまれている。

デジタル監視法案に反対しよう

▶政府からは、デジタル化によって多くの業務が「便利になる」との宣伝文句が流布されている。

▶しかし、騙されてはいけない。

▶この法案は、ひとにぎりの便利さと引き換えに市民のプライバシーを政府に売り渡そうとするものであり、まさに「デジタル監視法」と言ってよい。

▶野党は、日弁連の提案などをもとに、法案に対する抜本的な修正案を準備し、政府・与党が、このような法案の修正に応じない限り原案には反対するべきである。